

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

平成17年10月24日

京都市教育委員会

教育長 門川 大作

第5条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 組合休暇（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第44条の2に規定する休暇をいう。別表第1において同じ。）

第8条第1項中「第12号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「第13号様式」を「第14号様式」に改める。

第11条中「第14号様式」を「第15号様式」に改める。

別表第1の備考以外の部分中

「

介護休暇	事務員，給食調理員，管理用務員及び養護職員を除く職員の場合	介護休暇及び介護欠勤取扱要領の定めるところによる。		
	事務員，給食調理員，管理用務員及び養護職員の場合	市費職員介護休暇取扱要領の定めるところによる。		
職務に専念する義務の免除を受ける場合（職員団体の業務による場合等教育長が校長に指示する場合を除く。）	校 長	職務専念義務免除申請書（第9号様式）	校長が必要と認める書類	

」

を

介護休暇	事務員，給食調理員，管理用務員及び養護職員を除く職員の場合	介護休暇及び介護欠勤取扱要領の定めるところによる。		
	事務員，給食調理員，管理用務員及び養護職員の場合	市費職員介護休暇取扱要領の定めるところによる。		
組合休暇	校長	組合休暇申請書（第9号様式）		
職務に専念する義務の免除を受ける場合（職員団体の業務による場合等教育長が校長に指示する場合を除く。）	校長	職務専念義務免除申請書（第10号様式）	校長が必要と認める書類	

に改め，同表備考中「若しくは特別休暇」を「，特別休暇若しくは組合休暇」に改める。

別表第2の備考以外の部分中「第10号様式」を「第11号様式」に，「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

第1号様式中

「

介 休 回 数
／
／

を

「

介 休 回 数	組 休 回 数
／	／
／	／

に，

」

」



組 合 休 暇 申 請 書

年 月 日

（あて先）京都市立 学校（園）長

所 属  
職・氏名

印

下記のとおり組合休暇を承認いただくよう申請します。

記

休暇を受けようとする期間 又は時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで  ( 日間 ) ( 時間 )
休暇を受けようとする理由	

附 則

この訓令は、平成17年10月25日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)